

一宮監公表第1号
令和元年6月3日

一宮市監査委員	和家	淳
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	長谷川	八十
一宮市監査委員	高橋	一

建設部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、建設部の監査を都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

建設部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

建設部（建設総務課、維持課、道水路管理課、道路課、治水課）の財務事務及び行政事務の状況

（監査対象の期間は、平成30年4月1日から平成31年2月28日まで）

2 監査場所

監査事務局及び関係各課

3 実施年月日

平成31年4月4日から令和元年5月30日まで

4 監査方法

- (1) 書類の審査
- (2) 資料に基づく説明の聴取
- (3) 現金、物品の財産管理状況調査

5 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

(1) 契約に関する事務について

ア 契約の方法及び手続が適切になされているか。随意契約による場合、その理由は適切か。

イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など契約内容は適切か。

ウ 契約内容の履行及びその確認が適切になされているか。

(2) 工事に関する事務について

ア 工事の管理は適正に行われているか。

イ 請負人提出書類の確認は適切になされているか。

6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに備品等の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、建設部長、管理担当部長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施

した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、原材料の在庫管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

◎ 建設部共通事項

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、契約書等で契約の相手方から市へ提出するよう規定している提出物の一部が提出されていない契約が見られた。業務が契約事項に基づき的確に履行されているかを確認する上で、提出物の内容確認は必要不可欠であるので、契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導するとともに、チェック体制を強化し、提出物の内容確認を徹底されたい。

該当課：建設総務課（1契約）、道水路管理課（1契約）、維持課（3契約）

(2) 工事に関する事務において、工事写真については愛知県建設部土木工事標準仕様書等で撮影基準が定められているが、一部の工事で、写真の貼付漏れや基準を満たしていない写真があった。工事写真は、施工状況等の確認において必要なものであるという認識のもとに、漏れなく正しい写真を提出するよう請負業者を指導するとともに、チェック体制を強化し、提出物の内容確認を徹底されたい。

該当課：維持課（2工事）、道路課（2工事）、治水課（1工事）

◎ 維持課

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 予定価格が130万円以下の随意契約による修繕工事請負契約全てにおいて、契約書に、工事の仕様が記載された書類が添付されておらず、見積書提出依頼時に付した条件が契約書類から漏れた状態となっていた。契約の条件が確実に履行されるよう、必要書類は契約書に漏れなく添付されたい。

イ 小信・西萩原ポンプ場設備保守点検業務委託契約において、契約書で再委託を禁止しているにもかかわらず、一部の業務が契約の相手方以外の作業員により実施されていた。業務の一部を再委託する必要があるならば、

契約書に事前承認に関する条項を設け、事前に承諾願等を契約の相手方に提出させ、承認した上で業務を行わせるよう的確な事務処理をされたい。

ウ 宝江里小牧排水ひ管操作業務委託契約始め7契約において、契約書に一宮市契約規則第5条第1項の規定に定める契約保証金に関する記載がなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

エ 道路排水用ポンプ保守点検業務委託契約において、仕様書で定められている一部の点検項目について、契約の相手方から提出された報告書等に記録がなかったものや点検回数が少なく記録されていたものがあった。また、全ての点検項目について、点検日が確認できなかった。契約内容の一部の履行が報告書で担保されていないので、業務実態について速やかに調査するとともに、仕様書に定められた点検項目について漏れなく的確に履行及び報告が行われるよう、チェック体制を強化し、履行確認を徹底されたい。

(2) 備品の管理において、一宮市物品等会計規則第18条第1項及び会計管理者の通知に基づき、備品管理システムのデータと備品現物との照合確認を毎年1回行わなければならないが、照合確認の記録がなかったものが16点あった。また、照合確認が行われていた備品の中から抽出して現物確認したところ、所在不明なものが1点あった。速やかに照合確認を行い、所在を明らかにされたい。

◎ 道路課

[留意事項]

(1) 設計単価特別調査委託業務契約に係る事務において、随意契約理由（適用条項）が、契約締結に係る決裁文書には記載されているものの、見積書の提出依頼に係る決裁文書に記載されていなかった。随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に定めるところにより、一般競争入札を原則とする契約方法の例外として行うものであり、見積書の提出依頼に係る決裁文書は、随意契約を行うことを前提として作成されるため、当該決裁文書に随意契約理由（適用条項）を記載し、決裁権者の承認を得ることが必要である。決裁文書には必要事項を漏れなく記載し、決裁権者の承認を得られたい。